

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表その他の項中

「

液晶プロジェクター	1,500	1	1台	中原・麻生に適用
-----------	-------	---	----	----------

」

を

「

液晶プロジェクター	1,500	1	1台	幸・中原・麻生に適用
-----------	-------	---	----	------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

幸市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号						○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号					
(略)						(略)					
別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧						別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧					
1 ホール						1 ホール					
種別	品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備		500	1	1台	その他の装置	音響設備		500	1	1台	その他の装置
照明設備		400	1	1列		照明設備		400	1	1列	
舞台設備		300	1	1式		舞台設備		300	1	1式	
その他	映写機	800	1	1台	16ミリ	その他	映写機	800	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用		ビデオプロジェクター	800	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	1,500	1	1台	幸・中原・麻生に適用		液晶プロジェクター	1,500	1	1台	中原・麻生に適用
	持込器具	100	1	1キロワット			持込器具	100	1	1キロワット	
(以下 略)						(以下 略)					